



募集中-議会と懇談しませんか？

# 団体と議会の意見交換会

本町議会では、各種団体等の多様な意見を聴取し、議会活動への理解を深め、直接対話をする町議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を目指し、次のとおり意見交換会を行います。意見交換会を希望される団体等を募集しますので、お気軽にご応募願います。

- 1 対象：町内の団体、グループ等（町内会、産業・経済団体、社会福祉団体、文化団体等）
- 2 意見交換の内容：あらかじめ提出していただいたテーマに基づき意見交換を行います。
- 3 開催場所：原則、応募団体が希望される場所で開催します。  
議会事務局と調整し、議会運営委員会で決定します。
- 4 応募方法：別添申込書に必要事項を記載して、議会事務局へ提出をお願いします。  
なお、ファックス、メールでも申し込むことができます。
- 5 その他：応募されたテーマの内容、開催時期によっては、お受けできない場合や意見交換の方法等について協議させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【お問合せ先】 芽室町議会事務局 〒082-8651 芽室町東2条2丁目14  
TEL62-9731 FAX62-9813 メールアドレス[g-shomu@memuro.net](mailto:g-shomu@memuro.net)

## 団体の意見交換会の実施について

芽室町自治基本条例第23条及び第24条に基づき、各種団体等との意見交換会を実施し、多様な意見を聴取することにより、町議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を図ることを目的とする。

### (1) 開催方法

団体単位の意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野に基づく意見交換会であることから、常任委員会など議会内における政策立案等の必要性に応じて開催するほか、各種団体等からの応募に基づき開催する。

なお、常任委員会が主催して行う場合は、所管事務調査として行う。

### (2) 開催内容

意見交換のテーマに基づいて実施する。

### (3) 担当主体

団体の活動内容、テーマ、開催時期等、議会運営委員会において協議し、担当主体を決定するものとする。

なお、担当主体は、議会運営委員会、常任委員会等を想定するものとする。

### (4) その他公募に関する手続き等

その他の手続き等については、地域別意見交換会の要領を準用する。

(要領を整備する必要性あり)

ア 議会だより及びホームページ等により団体公募する。

イ 対象は、参加できる人員が5人以上の団体とする。

ウ 応募の際の記載項目は、団体の概要、参加人員、意見交換テーマ及びその趣旨等とする。

エ 開催場所及び開催時期は、原則として、応募者と事務局において事前調整する。

オ 開催の成否については、委員会において決定する。

カ 開催要領については、地域単位との意見交換会に準じるものとし、具体的には意見交換を行う委員会において協議し行う。

## 芽室町議会「団体との意見交換会」開催募集要領

本町議会では、芽室町自治基本条例第23条及び第24条に基づき、各種団体等との意見交換会を実施し、多様な意見を聴取することにより、町議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を図ります。

つきましては、次のとおり意見交換会を行う団体等を募集します。

### 1 対象

町内の団体、町民グループ等（町内会、産業・経済団体、社会福祉団体、文化団体等）

### 2 開催時期

議会の会期中は除きます。また、議会日程等の都合により希望される時期に開催できない場合があります。

### 3 意見交換の内容

あらかじめ提出していただいたテーマに基づき意見交換を行います。

なお、時間は1時間30分～2時間程度とします。

### 4 開催場所

原則、応募団体が希望される場所で開催しますが議会事務局と調整し、議会運営委員会で決定します。なお、開催会場は応募団体で確保をお願いする場合があります。

### 5 参加する議員

参加する議員は、議会運営委員会で決定します。

### 6 応募方法

別添申込書に必要事項を記載して、議会事務局へ提出をお願いします。

なお、ファックス、メールでも申し込むことができます。

※ 申込から開催まで一定の時間を要しますので、お早めに提出してください。

### 7 その他

(1) 開催の成否については、委員会で協議し決定します。応募されたテーマの内容、開催時期によっては、お受けできない場合や意見交換の方法等について協議させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 開催決定後、対応する班において、開催日時や運営方法等について協議させていただきます。

(3) 意見交換会の内容は、報告書を作成し、後日議会だより及びホームページ等で公表します。

### 【問合せ・提出先】

芽室町議会事務局 〒082-8651 芽室町東2条2丁目14

TEL62-9731 FAX62-9813 メールアドレス [g-shomu@memuro.net](mailto:g-shomu@memuro.net)